

表 1 (令和4年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R 4	企画財政部 都市経営室	長崎市過疎地域 持続的発展計画	0	R4. 4 ～ R4. 9	過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため定めている長崎市過疎地域持続的発展計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第43条の規定に基づき、令和2年国勢調査の結果、令和4年4月1日に旧三和町が過疎地域とみなされたこと等に伴い、本計画を変更する。 過疎地域…香焼、伊王島、高島、野母崎、外海、三和	対象地域の実情を踏まえ、地域住民をはじめ市民等の意見を広く取り入れながら計画の策定に取り組んだ。 今後は、本計画に基づき過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の更なる向上を図る。	なし (配布済)
2	R 4	市民生活部 自治振興課	第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画	210	R3. 4 ～ R4. 4	犯罪のない、安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために策定している第3次長崎市安全・安心まちづくり行動計画が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	長崎市安全・安心まちづくり推進協議会や市民から意見聴取を行い、幅広く意見を取り入れながら計画を策定した。 今後は、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会において、定期的な計画の進捗管理を行う。	なし (配布済)
3	R 4	市民生活部 自治振興課	長崎市犯罪被害者等支援計画	0	R3. 4 ～ R4. 4	長崎市犯罪被害者等支援条例第7条に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定する。	長崎市安全・安心まちづくり推進協議会や市民から意見聴取を行い、幅広く意見を取り入れながら計画を策定した。 今後は、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会において、定期的な計画の進捗管理を行う。	なし (配布済)
4	R 4	市民生活部 自治振興課	長崎市再犯防止推進計画	0	R3. 10 ～ R4. 4	犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、円滑に地域社会の一員として生活を送れるよう支援することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指し、再犯防止の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定する。	長崎市安全・安心まちづくり推進協議会や市民から意見聴取を行い、幅広く意見を取り入れながら計画を策定した。 今後は、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会において、定期的な計画の進捗管理を行う。	なし (配布済)

表 1 (令和4年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
5	R4	市民生活部 自治振興課	第11次長崎市交通安全計画	29	R3.4 ~ R4.4	交通事故のない安全・安心な社会の実現のため、人優先の交通安全思想を基本とし、総合的かつ計画的な施策の推進を図るために策定している第10次長崎市交通安全計画が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	長崎市交通安全対策会議や同幹事会、市民、関係機関から意見聴取を行い、幅広く意見を取り入れながら計画を策定した。 今後は、長崎市交通安全対策会議において、定期的な計画の進捗管理を行う。	なし (配布済)
6	R4	市民生活部 人権男女共同参画室	第3次長崎市男女共同参画計画	444	R3.4 ~ R4.4	長崎市男女共同参画推進条例第7条に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために策定している第2次長崎市男女共同参画計画が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	市民及び市職員への意識調査の分析に加え、審議会や市民の意見等を広く取り入れながら計画を策定した。 今後は、本計画に基づき男女共同参画社会の形成を推進するための施策の推進に市民、事業者、関係機関、市が連携、協力して取り組み、長崎市男女共同参画審議会において、定期的な計画の進捗管理を行う。	なし (配布済)
7	R4	市民生活部 人権男女共同参画室	第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画	427	R3.4 ~ R4.4	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するために策定している第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画が令和3年度で計画期間満了となるため、次期基本計画を策定する。	社会情勢の変化や審議会、市民の意見等を広く取り入れながら計画を策定した。 今後は、本計画に基づき人権教育・啓発に関する施策の推進に市民、事業者、関係機関、市が連携、協力して取り組み、長崎市人権教育・啓発審議会において、定期的な計画の進捗管理を行う。	なし (配布済)
8	R4	市民生活部 もみじ谷葬斎場	長崎市新火葬場整備基本構想	66	R2.4 ~ R4.9	昭和53年12月の全面建替えから40年以上経過しているもみじ谷葬斎場の建替えにあたり、新しい火葬場における施設整備の基本方針等を示す基本構想を策定する。	現在のもみじ谷葬斎場における課題等を踏まえつつ、長崎市火葬場整備計画審議会や市民の意見等を幅広く取り入れながら構想を策定した。	なし (配布済)

表 2 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R5	企画財政部 都市経営室	長崎市第五次総合計画後期基本計画	2,839	R6.1 ～ R8.3	総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、また、市民等と協働してまちづくりに取り組むための指針として、長崎市第五次総合計画後期基本計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。	現行の第五次総合計画前期基本計画が令和7年度で計画期間満了となるため、令和8年度を開始時期とする第五次総合計画後期基本計画を策定する。 令和5年度は、次期計画の策定に係る協議・検討を行うにあたり、現計画の施策体系に沿った市民の満足度・重要度等の意向を把握・分析するため、市民満足度調査を実施する。
2	R5	企画財政部 長崎創生推進室	第3期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略	6,286	R5.4 ～ R7.3	人口減少の克服と地域活力の向上に向け、5か年の目標や施策の基本的方向などを定めた第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の次期戦略（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定する。	現行の第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和6年度で計画期間満了となるため、令和7年度を開始時期とする次期総合戦略を策定する。 策定にあたっては、移動者動向調査や人口動向等の分析などに基づくとともに、長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会や市民の意見等を広く取り入れながら総合戦略の策定に取り組む。
3	R5	総務部 人事課	長崎市人事戦略	0	R5.7 ～ R6.7	基礎自治体として、時代にあった行政サービスを安定的に提供していくためには、市役所の組織及び職員を進化させていくことが必要不可欠である。 よって、人材獲得、人材育成、職場環境整備など人事行政全般の総合的な戦略を策定する。	広く職員の意見を取り入れるとともに、外部の有識者の意見も踏まえながら戦略の策定に取り組む。 職員のパフォーマンス及び市役所の魅力を向上させることによって更なる人材を惹きつける好循環を生み出し、ひいては市民サービスの向上を図る。

表 2 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
4	R5	総務部 行政体制整備室	長崎市行政経営 プラン	762	R5.4 ～ R6.2	効果的で効率的な行政体制の構築と、健全な財政基盤の確立のため、新たな行政経営プラン（計画期間：令和6年度～令和10年度）を策定する。	長崎市行政改革審議会からの提言を受けて素案を作成し、パブリックコメントを実施後、新たな行政改革プランを策定する。
5	R5	市民生活部 文化振興課	長崎市新たな文化施設基本計画	20,471	R2.7 ～ R5.4	新たな文化施設の整備に向けたビジョンや求められる機能、規模など基本的な考え方を示した基本構想を令和元年7月に策定したところであり、この基本構想をもとに、専門的・技術的見地からの助言等や、新たな文化施設に関するこれまでの議論等を踏まえ、基本計画を策定する。	文化振興審議会及び市民ワークショップを開催し、幅広い意見を聴取するとともに、文化施設整備に係る専門的・技術的な知識を有する事業者の意見も聴取するなど、幅広い意見を取り入れながら計画を策定した。
6	R5	市民生活部 自治振興課	長崎市新火葬場整備基本計画	2,119	R4.10 ～ R6.3	もみじ谷葬斎場の建替えに関する基本方針等を示した基本構想を踏まえ、施設規模や建設場所等を示す基本計画を策定する。	基本構想を踏まえ、候補地の検討を進めるとともに、長崎市火葬場整備計画審議会や市民の意見等を幅広く取り入れながら計画の策定に取り組む。